

## 第8章 廃棄物処理対策

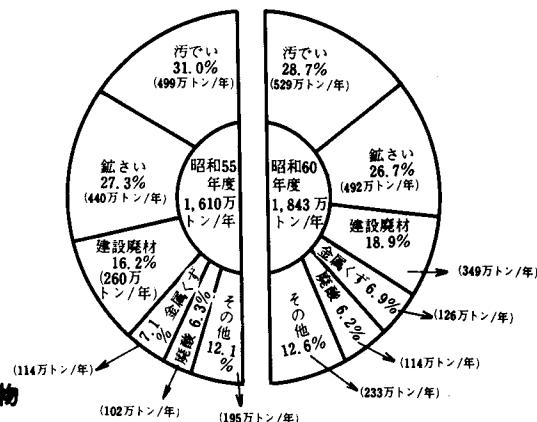
### 第1節 廃棄物の排出等の状況

#### 第1 産業廃棄物

近年、経済・社会活動の発展に伴い、特に第2次産業から排出される産業廃棄物はその量が増加するとともに、質においても多様化の傾向を示し、処理困難な物質を含むものが多くなっている。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域では、内陸部に廃棄物の適切な処分用地を確保することはますます困難な状況にある。

府域における産業廃棄物の排出量は図3-8-1のとおりである（廃棄物に関する実態調査結果（昭和56年2月）による）。

図3-8-1 産業廃棄物種類別排出量（推計）



#### 第2 一般廃棄物

##### 1 ごみ

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出されるごみの量は年々増加の傾向を示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この章において「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づいて市町村が行うごみの計画収集量は、昭和55年度では約328万トンに達している（図3-8-2）。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では市町村直営によるものが約40%、許可業者によるものが約35%で、両者により全体の約75%近くに達しており、処理内訳では焼却によるものが約85%を占めているが、これらは市町村（一部事務組合を含む。）のごみ処理施設において処理されている（図3-8-3）。

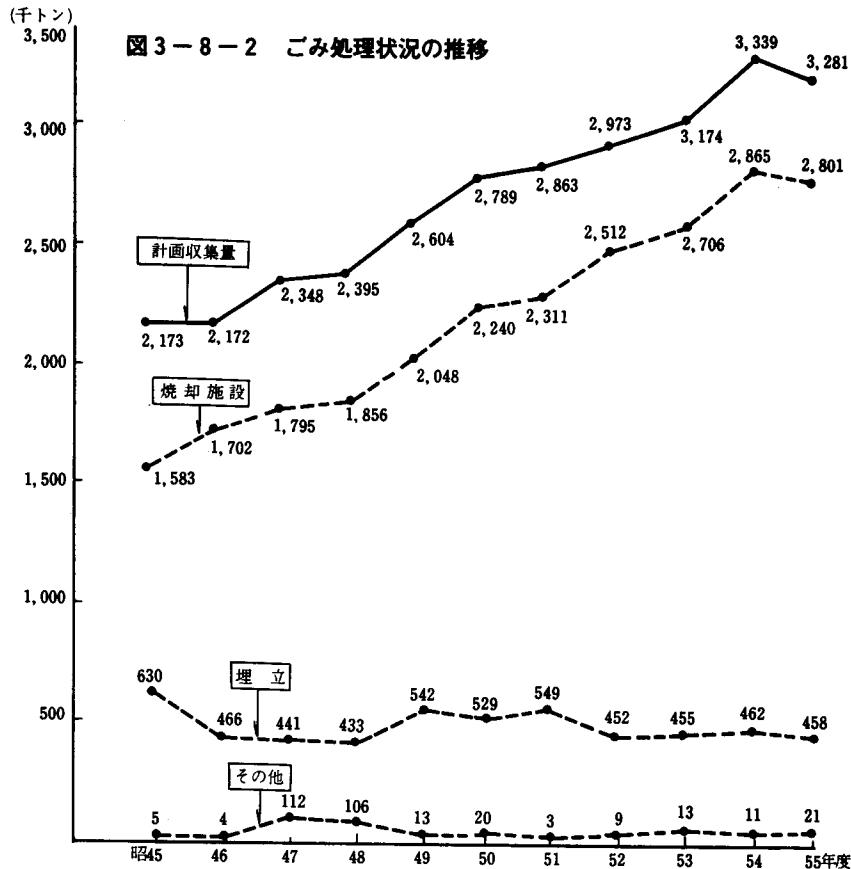
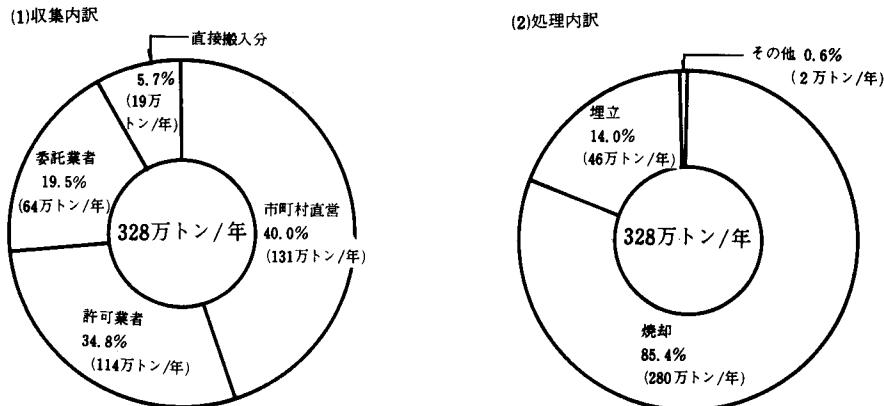


図3-8-3 ごみの収集及び処理の区分（昭和55年度）



## 2 し尿

し尿は下水道が整備されるまでの間、補完的にし尿処理施設等において処理しなければならないものであって、ごみと同様に廃棄物処理法第6条の規定に基づいて市町村が行うし尿の計画収集量は、昭和55年度では約185万kℓであり、ここ数年ほぼ横ばいないし減少の状態である（図3-8-4）。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では委託業者によるものが約51%で半数を占めており、処理内訳では市町村（一部事務組合を含む）のし尿処理施設において約86%が処理されている（図3-8-5）。

図3-8-4 し尿処理状況の推移

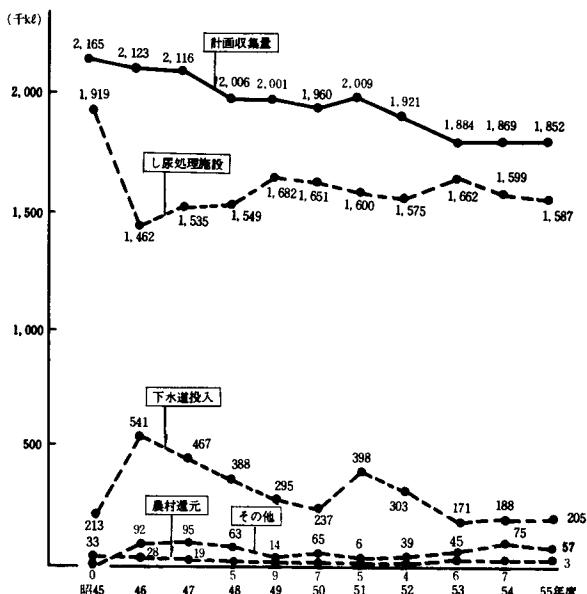
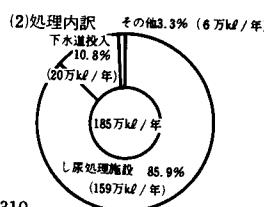
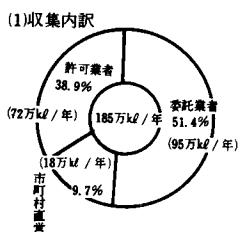


図3-8-5 し尿収集及び処理の区分（昭和55年度）



## 第2節 産業廃棄物処理対策

### 第1 新長期処理計画の策定

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るために、大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月）を策定し、その推進に努めてきたが、80年代の経済・社会情勢の変化の上に立って、今後における産業廃棄物の排出の動向とその適正な処理に対応する新たな長期処理計画を策定するために、昭和57年度を初年度とし、昭和65年度を目標年度とする大阪府産業廃棄物処理計画（案）を作成し、大阪府公害対策審議会に諮問した。

### 第2 広域処理対策事業の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るために、廃棄物処理法及び大阪府産業廃棄物処理計画に基づき次のような対策を推進した。

#### 1 堺第7－3区における最終処分事業の実施

堺第7－3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施したが、昭和56年度における事業の内容は表3－8－1のとおりである。

表3－8－1 堺第7－3区の最終処分事業の内容（昭和56年度）

対象廃棄物	対象事業	対象地域	受入量	受入実績
無害汚でい、廃プラスチック類、ゴムくず、無害ダスト類、がれき及びこれらに類するものなど10種類	公共事業 民間事業	府全域	車両台数 1日1,500台以内	2,155,032トン

#### 2 中間処理事業

産業廃棄物の適正処理のため、有害汚でい、廃油等を無害化、安定化する中間処理施設の整備が必要である。このため、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として堺第7－3区内に昭和56年5月大阪産業廃棄物中間処理センターを開設した（表3－8－2）。

**表3-8-2 大阪産業廃棄物中間処理センターの概要**

(1) 所在地 堺市築港新町4丁2番

(2) 処理能力等

処理対象廃棄物	処理量	処理方法
廃油・油でい	20トン／日	焼却
有害汚でい等	5トン／日	固型化
有機性汚でい	15トン／日	固型化

(参考) 大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、昭和56年度において同公社が実施した事業は、①堺第7-3区における最終処分事業の実施 ②大阪市北港における最終処分事業の実施 ③有害物質を含む汚でい等の中間処理事業の実施などである。

### 第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきた。昭和56年度においては、有害物質に係る産業廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の実態を継続的に把握するため、有害物質関連事業所等2,800ヶ所を重点対象として、廃棄物処理法第18条の規定に基づく産業廃棄物の処理に関する報告の徴収及び同法第19条に基づく立入検査等を実施した。

### 第4 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしているが、昭和56年度における処理業の許可是102件、事業範囲の変更の許可是40件で、その内訳は収集・運搬業が135件、中間処理業が7件であった。

また、廃棄物処理法施行規則第9条第3号に基づく再生利用業の指定については、昭和56年度は、事業範囲の変更承認による指定が1件であった。

なお、産業廃棄物処理施設の設置の届出件数は10件であった(表3-8-3)。

表3-8-3 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

(昭和57年3月31日現在)

処理施設の種類	昭和56年度受理件数	設置状況
汚でいの脱水施設	5	150
汚でいの乾燥施設	0	5
汚でいの焼却施設	0	4
廃油の油水分離施設	0	1
廃油の焼却施設	0	9
廃プラスチック類の焼却施設	1	25
有害物質を含む汚でいのコンクリート固化型化施設	0	0
汚でい、廃酸、廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	0	1
最終処分場	4	10
合 計	10	205

## 第5 最終処分場の確保

高密度な土地利用が行われている近畿の大都市圏域において、内陸部に廃棄物の最終処分場を新たに確保することは困難であり、重要な行政課題となっている。

このため、府県域を超えた廃棄物の適正な海面埋立による処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図る広域廃棄物埋立処分場整備計画（フェニックス計画）を府下市町村、近畿の関係団体と協力して推進することとし、昭和57年3月、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき、本計画の事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターを関係団体と共に設立した。

## 第3節 一般廃棄物処理対策

### 第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

#### 1 一般廃棄物処理施設の整備状況

府下市町村における一般廃棄物処理施設の整備状況をみると、ごみ処理施設については18市町9組合における合計処理能力15,220トン／日、し尿処理施設は18市町7組合における合計処理能力5,458㎘／日、粗大ごみ処理施設では11市5組合における合計処理能力1,190トン／日となっている（表3-8-4）。

## **2 施設整備に対する助成**

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るために、市町村が行う廃棄物処理施設の新・増設及び改造事業に対し技術援助及び財政援助を行っており、河内長野市ほか4市組合に対し1億1,000万円を交付した。その対象施設数は、し尿処理施設5施設となっている。

## **第2 公害防止施設の整備に対する助成**

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設の焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務付けられており、その設置に係る地方債の利子支払額について、大阪市ほか6市町組合に対し利子補給金6,411万円を交付した。

また、その稼動に要する経費について、大阪市ほか15市町組合に対し、2億5,848万円を交付した。

表3-8-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(昭和57年3月31日現在)

(注) 大阪市及び池田市のし尿については公共下水道で処理されている。

### **第3 廃棄物減量化対策の促進**

近年における一般廃棄物の量の増加、質の多様化に対処するため、市長会、町村長会等と「廃棄物減量化対策研究会」を設置し、効果的な分別収集の方法、廃棄物エネルギーの有効利用等廃棄物の減量化対策について研究検討を行った。